

知 事 意 見 (要 綱)

高梁川水系高梁川総合開発事業に係る環境影響評価方法書について、倉敷市長、船穂町長、真備町長、清音村長及び関係住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価準備書に反映させるとともに、環境影響調査等の結果に基づき、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、または低減するなど環境保全上必要な措置について特段の配慮を願いたい。

記

1. 調査等の基本的事項について

この環境影響評価方法書では、事業の内容、調査地域及び予測地域の設定の根拠その他の事項について詳細に記載されていないため、環境影響評価準備書の作成に当たっては、その検討状況も含めて具体的かつ詳細に記載すること。

なお、調査資料等は入手可能な最新のものとし、既往の現地調査結果についても現在の状況として有効なものか項目毎に具体的に検証し、必要に応じ補完調査を実施すること。

また、既存文献等で生育・生息が確認されている貴重種等については、既往の現地調査で確認されなかった場合においても慎重に検討を行う等特に配慮されたい。

2. 調査等の地域の範囲について

調査等の地域の範囲について、動植物、生態系に係る調査地域については、小田川下流部の周辺及び柳井原貯水池西岸部の周辺も設定する等調査対象区域を拡大する必要がある。

また、大気質、騒音及び振動に係る調査予測地域として、工事計画に応じ工事関係車両の運行及び建設機械の稼働に係る影響を受けるおそれがある地域を設定する必要がある。

3. 注意を要する環境項目等について

- (1) 柳井原貯水池の底質については、砒素及び鉛のさらに詳細な調査を実施するとともに、他の河川における事例（底泥調査結果等）との比較検討を実施すること。

(2) 直近に真備町公共下水道終末処理施設が計画されているところから、当該放流水も含めた湛水区域における富栄養化について、調査、予測評価を実施すること。

(3) 地下水の水質について、調査、予測評価を実施すること。その場合、調査予測地域の設定の根拠を明示すること。

4. 環境保全措置等について

動植物、生態系については、複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況及び上位性、典型性に着目した適切な調査計画に基づき調査を実施するとともに、必要に応じ専門家の指導を得て、適切な保全措置を検討すること。

5. 文化財

埋蔵文化財等について、教育委員会等関係機関に照会する等、必要な協議を行うこと。

6. 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨とする環境要素

(1) 大気質

ア 工事の実施に係る一酸化炭素(CO)、二酸化窒素(NO₂)及び二酸化硫黄(SO₂)の環境影響について調査、予測評価を実施すること。

イ 浮遊粒子状物質について経年変化が確認できる調査を実施すること。

(2) 水質

水質調査項目にpH及びプランクトンを加えること。

(3) 底質

堰の上流部及び下流部における泥土の堆積について調査、予測評価を実施すること。

2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とする環境要素

(1) 動物、植物及び生態系

ア 重要な種の選定に当たっては、「第2回自然環境保全基礎調査(昭和56年環境庁)」、「倉敷の自然—周辺地域—(平成2年倉敷市)」についても参考とし、必要に応じ専門家の指導を得ること。

イ ダルマガエルの現地調査については、産卵場だけでなく生活史を配慮してその他の生息環境についても対象とすること。

ウ ハルゼミ、ケブカマルクビカミキリについては、「第2回自然環境保全基礎調査(昭和56年環境庁)」、「倉敷の自然—酒津八幡山周辺地域—(平成2年倉敷市)」では確認されているため、必要に応じ専門家の指導を得て、適切に再調査を実施すること。

エ 「倉敷の自然—酒津八幡山周辺地域—(平成2年倉敷市)」に記録されているオオサカアオゴミムシ、チョウセンゴモクムシ等希少と思われる昆虫の取扱いについて検討すること。

オ 重要な種の選定に当たっては、「汽水・淡水魚類のレッドリスト(平成11年環境庁)」も参考とすること。

カ 猛禽類等を頂点とする生態系について、上位性の視点から調査、予測評価を行うこと。

キ 生息が確認された希少猛禽類については、周辺の林地も含めるなど調査対象範囲を広げ、営巣調査を追加するとともに、メッシュ解析（高利用域）等を実施する必要がある。また、営巣地や高利用域が確認された場合には、専門家の指導を得て、適切な保全措置を検討すること。

ク 可動堰の設置による水位の変動、水の流れ方等水文環境の変化について十分な調査、予測を行った上で、これらが生物相の生育・生息に及ぼす影響について、必要に応じ専門家の指導を得て、予測評価を実施すること。

ケ アサザ、シラガブドウ、フジバカマ、ミゾコウジュ、タコノアシ、アゼオトギリの保全については、必要に応じ専門家の指導を得て、適切な保全措置を検討すること。特にアサザについては、流水域に生育しにくいとされているので留意すること。

3. 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨とする環境要素

(1) 景観

ア 主要な眺望点及び景観資源の状況の調査は、現地調査を実施すること。

イ 住民の間で地域のランドマークとされている景観についても重要な景観として把握するとともに景観資源の状況については、四季を通じた景観変化を把握すること。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況の調査は、現地調査を実施すること。

イ 人と自然との触れ合いの活動の場の概況の調査に当たっては、近隣の住民等によって、散歩や魚釣り等に利用されている場所を追加するとともに、季節の変化による触れ合い活動の内容の変化についても考慮し、調査を行うこと。

4. 環境への負荷の量の程度による環境要素

廃棄物等の発生量の抑制方針及び廃棄物等の処分方針を明示すること。

高梁川水系高梁川総合開発事業 の概要及び環境
影響評価方法書の関係地域住民への周知結果

1. 事業計画

(1) 事業者の氏名

建設省中国地方建設局長 渡部義信

(2) 事業者の住所

建設省中国地方建設局 広島市中区上八丁堀6番30号

岡山河川工事事務所 岡山市鹿田町2丁目4番36号

(3) 事業目的

高梁川の支川小田川を既存の柳井原貯水池を貫流するように付け替え、高梁川との合流位置を笠井堰の下流へ移し、治水上の安全性の向上を図るとともに、本川合流点付近に可動堰を建設し、柳井原貯水池を多目的に活用することにより流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を目的とするもの。

① 治 水	②流水の正常な機能の維持	③水道用水の確保
小田川の河道付替により、高梁川本川の背水の影響を緩和させることにより小田川の高水位の低下を図り、洪水及び内水被害の軽減を図る。また、高梁川本川狭窄部の治水安全度の向上を図る。	高梁川本川潮止堰地点の維持流量の一部を確保する。	高梁川下流周辺地域の水道用水の一部を確保する。

(4) 対象事業実施区域の位置

一級河川高梁川水系の高梁川及び小田川の合流部で倉敷市、船穂町、真備町、清音村に位置する。

(5) 対象事業の内容

事業の規模	湛水面積 100ha	計 画 諸 元	堰長	165m
事業の施設の形式	可動堰		堰高	5.9m
建設工期	平成9年度～平成20年度		集水面積	492.6km ²
事業費	約600億円		常時満水位	T.P. +7.5m
			貯水容量	約340万m ³

2. 環境影響評価その他の手続の実施状況

(1) 方法書が知事へ送付された日

平成11年2月16日

(2) 方法書の縦覧期間

平成11年2月23日(火)～平成11年3月22日(月)
(土曜日、日曜日及び祝(休)日を除く。)

(3) 縦覧場所

建設省中国地方建設局岡山河川工事事務所、岡山県土木部河川開発課、
倉敷市企画局企画部企画課、清音村建設課、船穂町企画振興課、
真備町建設産業部建設課

(4) 意見書の提出期間

平成11年2月23日(火)～平成11年4月5日(月)

(5) 意見書の提出

7通

(6) 意見の概要の送付のあった日

平成11年5月13日